砥部町「おいしい食べきり運動推進店」登録要領

1 目的

外食産業から排出される食べ残し等による食品ロスの削減を推進するため、食べ残しを減らす取り組みを実践する飲食店、宿泊施設等を募集し、「おいしい食べきり運動推進店」(以下「推進店」という。)として登録するとともに、その取組みを広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

2 対象事業者

砥部町内で営業する飲食店、宿泊施設等(以下「店舗」という。)

3 登録要件

次に示す取組項目を1つ以上実践する店舗を推進店として登録する。

- (1) お客様が食べ残しをしなかった場合の特典(割引や景品等)の提供例)食べ残しがなかった場合は、飲食料金5%0FF、次回割引券進呈等
- (2) ハーフサイズや小盛り、量が調整できる等のメニューの設定
 - 例) ごはん量の調整、小盛りメニューの設定、通常からハーフサイズ にしたメニューの設定等
- (3) 宴会等で食べ残しを減らすための呼びかけ実践
 - 例) 注文受付時に適量注文を呼びかける、宴会での食べきりの呼びかけ、ポスター等啓発資材の掲示等
- (4) 食品廃棄物のリサイクルの実施
 - 例)リサイクル企業に委託して堆肥化、生ごみ処理機で堆肥化等
- (5) 上記以外の独自の食べきりサービスの提供や工夫
 - 例) 仕入れ食材を使い切る工夫、使用済天ぷら油をバイオ燃料として 提供等

4 取組内容

- (1) 推進店は、3の登録要件で選択した取組みを積極的に実践し、食品 廃棄物の発生抑制に努めるものとする。
- (2) 推進店は、町が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

5 登録方法

- (1) 登録を希望する店舗は、砥部町「おいしい食べきり運動推進店」登録申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、町に提出する。
- (2) 町は、申請書の内容を確認した上で、登録の判断を行うものとする。
- (3) 町は、登録に相応しいと判断したときは、砥部町「おいしい食べきり 運動推進店」登録証(様式第2号)を交付する。

6 推進店の紹介

町は、推進店の取組内容等について、広報誌や町ホームページ等で積極的 に紹介する。

7 登録の変更又は中止

- (1) 推進店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合、又は、店舗を廃止するなどの理由で取り組みを中止する場合には、速やかに町へ砥部町「おいしい食べきり運動推進店」登録(変更・中止)届出書(様式第3号)を提出するものとする。
- (2) 町は、届出書の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報の修正又は削除を行うものとする。

8 登録の抹消

町は、推進店が要件を満たさない場合や、信用失墜行為を行うなど推進店と して適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

附 則

この附則は、公表の日から施行する。